

従業員の確保にお困りではありませんか？

## 『特定地域づくり事業協同組合制度』が解決します！

### 特定地域づくり事業協同組合制度とは？

勉強会  
開催

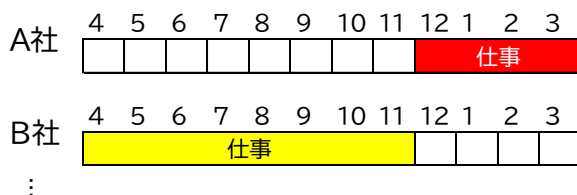
参加費  
無料

- ◆ 特定地域づくり事業協同組合(組合)を設立し、担い手が不足する事業者同士を組み合わせることで、年間を通じた仕事を作り出し、労働者を確保するとともに、安定した雇用を作る仕組みです。

※建設・港湾運送・警備・一部の医療関連業務への労働者派遣は法律で禁止されており、本制度を活用できません。

### 活動イメージ

人材がほしいけど、年間では雇えない...  
忙しい時だけ雇いたい...



制度  
活用

### 特定地域づくり事業協同組合

組み合わせることで年間を通じた仕事を作り出せる



日時

6月28日(火) 午前10時～午前11時

会場

妙高市役所 4階 402会議室

対象

妙高市内の事業者

内容

特定地域づくり事業協同組合制度について  
【説明:新潟県知事政策局地域政策課】

担い手確保にお困りの事業者は、ぜひご参加ください！

参加される場合は、以下の申込先に連絡をお願いします。申込期限:6月27日(月)

【主催】 妙高市(地域共生課・観光商工課)

【協力】 NPO法人はねうまネットワーク

【申込先】 妙高市(地域共生課)

電話 74-0063

メール [chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp](mailto:chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp)

受付時間:平日8時30分～17時15分